

#### 中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377 E-mail:zeiseiren@chuzei.or.jp

#### 後援会へのご入会について

平成 28 年 11 月 中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、当連盟組織活動方針のもと、税理士による国会議員等の 後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に取り組んでおり、現在 33の後援会が結成されています。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局(FAX:082-245-8377)までご返送ください。 追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

-----

#### ■ 入会を検討中の後援会について (「記入欄」に〇印をお付けください。)

#### <現職>

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
岸田文雄後援会	広島1区		細田博之後援会	島根1区	
平口 洋後援会	広島2区		竹下 亘後援会	島根2区	
中川俊直後援会	広島4区		斉藤鉄夫後援会	比例区	
寺田 稔後援会	広島5区		溝手顕正後援会	参議院広島	
カメイ静香後援会	広島6区		宮沢洋一後援会	参議院広島	
小林史明後援会	広島7区		林 芳正後援会	参議院山口	
高村正彦後援会	山□1区		江島 潔後援会	参議院山口	
岸 信夫後援会	Ш□2⊠		まいたち昇治後援会	参議院鳥取	
河村建夫後援会	Ш□3⊠		青木一彦後援会	参議院島根	
安倍晋三後援会	Ш□4⊠		片山さつき後援会	参議院比例	
あいさわ一郎後援会	岡山1区		片山虎之助後援会	参議院比例	
平沼赳夫後援会	岡山3区		ゆざき英彦後援会	広島県知事	
橋本 岳後援会	岡山4区		村岡嗣政後援会	山口県知事	
加藤勝信後援会	岡山5区		松井一實後援会	広島市長	
石破 茂後援会	鳥取1区		中尾友昭後援会	下関市長	
赤沢りょうせい後援会	鳥取2区				

#### <非現職>

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
佐藤公治後援会	参議院広島		松本大輔後援会	広島2区	

#### ■ 入会関係書類送付先

■ 氏 名

# 会長あいさつ

中国税理士政治連盟

会長

定期大会開会あいさつから抜粋

とご挨拶申し上げます。 定期大会の開会にあたり、 中国税理士政治連盟第四十八回 ひとこ

の皆様方におかれましても、 ご出席いただき誠にありがとうご ございます。また、代議員、 会にご出席を賜り誠にありがとう ころ、またご遠方より、本定期大 おかれましては何かとご多用のと 島会長をはじめご来賓の皆様方に 本日は、日本税理士政治連盟小 多数 会員

図ること即ち、中国税理士会員の の方々のご尽力と会員の皆様方の が経過いたしました。この間役員 基本方針の中で、組織率の改善を こと、心より御礼申し上げます。 して無事務めることができました ご理解・ご支援のおかげをもちま 私が就任時に掲げたいくつかの さて、昨年会長に就任して一年

> いく所存であります。 層の成果があがるよう取り組んで も引き続いて問題意識を持ち、一 無いことは重々承知しているとは 組んでまいりました。しかしなが 化を図るなど、体内的課題に取り 役割を担っている各委員会の活性 向上がありました。また、活動の 本連盟への加入率と会費収納率の いえ、まだまだ道半ばであり今後 最前線でありいわゆる事業部的な 一朝一夕で成しうることでは

者のための公正かつ適正な税制の 活動を行うとともに、私たちの良 国会議員等いわゆる立法府へ陳情 ております。具体的には、政党や 目を実現するために運動を展開し を目指し、税理士会がとりまとめ 実現及び民主的な納税環境の整備 た税制に関する重要建議・要望項 税理士政治連盟は、国民・納税

> えているところであります。 するため「税理士による後援会」 き理解者である国会議員等を支援 を結成して、より深くの要望を訴 日本税理士会連合会においては

す。 ていく必要があると考えておりま 認識して、今後の活動を強く進め といたしましてはその重みを十分 議論がなされようとしています。 ころ、十二月には決定されるであ 関する建議書を策定されていると すでに平成二十九年度税制改正に にて後援会を有しており、私ども 税制調査会会長はいずれも本連盟 与党である自由民主党と公明党の 様々な場において、今後本格的な ろう「税制改正大綱」に向けて、

盤を強固にするための重要議案を 上程させていただきますので、代 そのためにも、 今後の財政的基

文 成

慎重審議のうえ深いご理解をお願 い申し上げます。 議員の皆様方におかれましては、

願い申し上げます。 運動を展開しています。これから 化を図ってまいりますので、関係 致団結して、さらなる政治力の強 始めとする納税者の立場に立って く、日本経済を支える中小企業を めだけに活動しているのではな 益々のご理解とご支援を心よりお 士政治連盟の活動に対しまして、 各位におかれましては、中国税理 私たちは、ただ税理士業界のた 税理士会と連携を密にし、

受章されました。 章受章」において、 は黄綬褒章(税理士功労)を "平成二十八年秋の叙勲" 杉山会長 褒



### 第48回

事長の司会により開会し、定足数 期大会が広島市・リーガロイヤル 中国税理士政治連盟第四十八回定 ホテル広島において開催された。 平成二十八年九月十七日(土)、 大会は、十五時十分、上原副幹 (構成員八十三名中六十六 十七名委任状出席)があ

> あった。 紹介し、続いて杉山会長の挨拶が が議事に臨席された四名の来賓を た旨を報告した。次いで、司会者 議事)の規定により有効に成立し り、本連盟規約第二十条(大会の

き続き問題意識を持ち取り組んで 解と協力を求めた。 会と連携を密に進めていく。そし めとする様々な法制度の改正につ 夕に改善できるものではなく、 を進めているが、いずれも一朝一 で、加入率の向上と執行機関であ の就任時に掲げた基本方針の中 て最後に今後も本連盟活動への理 小企業の目線に立ち、 いては、日本経済の基盤を担う中 いく。また、税制改正大綱をはじ る各委員会の活性化について検討 杉山会長は、平成二十七年九月 中国税理士 · 引

諮ったところ、「司会者一任」の 続いて、司会者が議案審議のた 議長団選出について議場に

議長は、議場に対し質問を求め

声があったため、 副議長に尾添副会長を指名し 議長に松本副会

第一号議案 平成二十七年度運動 事録署名人に菅川代議員と齋藤代 経過並びに組織活動報告承認の件 議員を指名し、議事に入った。 議長は第一号議案を上程。 松本副会長は議長席に着き、議

挙への対応、平成二十八年度税制 たと報告があった。 と連携し諸施策を効果的に実施し 政基盤の強化への取組み、そのほ 動とその結果、組織の活性化と財 成二十九年四月に施行される公認 向けた関係議員への陳情実施、平 れた事項、消費税単一税制維持に 改正要望の実現への運動と実現さ 月に施行された参議院議員通常選 か中国会及び中税協ほか関連団体 会計士に係る資格付与における活 川本幹事長が、平成二十七年七

> 第二号議案 議案は承認された旨を宣した。 たところ、質問はなく、採決に移 状による十七名の賛成をもって本 絶対的多数の挙手賛成と委任 平成二十七年度収支

見込みを下回ったと報告があっ となったが、当期収支差額は当初 の部は後援会結成助成金について 金により予算を若干上回り、支出 いては会費収入及び日税連の助成 各項目を説明した。収入の部につ 一後援会が設立され、 姫井財務委員長が収支状況及び 議長は第二号議案を上程。 後援会助成金において支出増 会議費、旅

ついて監査したところ、適正であ 監事から、 貸借対照表、 支計算書、 議長は、ここで監査報告を求 会計監事を代表して妹尾会計 正味財産増減計算書、 「会計監査の結果、収 財産目録の各事項に

決算承認の件

第三号議案 議案は承認された旨を宣した。 状による十七名の賛成をもって本 り、絶対的多数の挙手賛成と委任 たところ、質問はなく、採決に移 る。」旨の報告があった。 議長は、 議場に対し質問を求め 平成二十八年度運動

## 活動方針 (案) 承認の件 第四号議案 平成二十八年度組織 (案) 承認の件

び第四号議案を一括上程。 川本幹事長が、運動方針及び重 議長は関連のある第三号議案及

り、 あった。 提言・要望はますます重要なもの は国政の最重要事項となってお を二年半延期する税制改正法案が 活動方針に盛り込んだと説明が ついて、執行部門である委員会の 点事項七項目とその具体的施策に 基本方針に則り活動するため、重 とされている。 臨時国会に提出されるなど、税制 点施策を説明。本年度は、 一大関心事である消費税率一○% 税務の専門家である税理士の 本連盟は中国会の 国民の

議案は承認された旨を宣した。 状による十七名の賛成をもって本 たところ、質問はなく、採決に移 絶対的多数の挙手賛成と委任 議場に対し質問を求め

## 予算 (案) 承認の件 第五号議案 平成二十八年度収支

費を増額したと説明があった。 助成金を計上したこと、支出の部 目を説明した。収入の部につい め、活性化対策費を新設し、会議 については、活動の増強を図るた 姫井財務委員長が予算案の各項 議長は第五号議案を上程。 日税政から交付予定の三つの

議案は承認された旨を宣した。 状による十七名の賛成をもって本 り、絶対的多数の挙手賛成と委任 たところ、質問はなく、採決に移 議長は、議場に対し質問を求め

## 規約の一部改正(案)承認の件 第六号議案 中国税理士政治連盟

年七月一日から会費を九千円に改 層の充実を図るため、平成二十九 この状況を改善し、活動のより一 正したいとの説明があった。 しても極めて厳しい状況にある。 応により、財政状況は全国と比較 に向けての運動や国政選挙への対 議長は第六号議案を上程。 川本幹事長から、税理士法改正

議案は承認された旨を宣した。 状による十七名の賛成をもって本 たところ、 絶対的多数の挙手賛成と委任 質問はなく、採決に移 議場に対し質問を求め

## 第七号議案 総務の選任

あった。議長は、 ため採決に移り、

の件 第八号議案 大会決議 (案)

議長は第八号議案を上程。 川本幹事長が計八項目の朗読を

状による十七名の賛成をもって本 り、絶対的多数の挙手賛成と委任 たところ、 議案は承認された旨を宣した。 以上で、議案の審議を終了した 議長は、 質問はなく、採決に移 議場に対し質問を求め

らご祝辞をいただいた。(P.6) れ 国会議員等十名のご来賓が入場さ その後、 代表して八名の方か

## (**案**) 承

制を強化するため、 を宣した。 成をもって本議案は承認された旨 構成員に委嘱したいとの説明が ぐ重要機関である総務会の執行体 手賛成と委任状による十七名の替 議長は第七号議案を上程。 川本幹事長から、 絶対的多数の挙 人事案件である 定期大会に次 会長と顧問を

承認

行った。

辞を述べて、辞任して降壇した。 ため、議長は審議協力に対する謝

参議院議員

洋一

続いて伊藤副会長の案内により

拶を述べ、十六時五十分に大会は 協同組合主催による時局講演会 滞りなく終了した。 あり、最後に藤中副会長が閉会挨 最後に司会者から祝電の披露が なお、本大会前に、中国税理士

橋本五郎氏) 「どうなる?日本の政治と経済」 .講師・読売新聞特別編集委員 が開催された。

## 来賓臨席者ご芳名

衆議院議員 衆議院議員 衆議院議員 衆議院議員 参議院議員 衆議院議員 亀井 鉄山静夫田香 稲田 溝手 寺 中田 川 賢代頭史 俊直 稔

広島市長 日本税理士政治連盟 和田 忠男

日本税理士政治連盟

中国税理士会 後援会対策委員長 南条 吉雄

博明

中国税理士協同組合 良昌

理事長

## 理 一政 治 連 盟定期大会祝辞



次第でございます。本日は、中国税理士政治連雄でございます。本日は、中国税理士政治連ざいます。大会の開催にあたりまして税理士でいます。大会の開催にあたりまして税理士の先生方にはこの国の基本であります税の専の先生方にはこの国の基本でありました外務大臣の岸田文が第でございます。本日は、中国税理士政治連が第四十八回の定期大会の開催にあずかりました外務大臣の岸田文が第でございます。

まずは租税協定を結んでから様々な関係が始すが、外交の世界においても国と国との関係、「外交」という立場にいますと税の方はあまり「外交」という立場にいますと税の方はあまりさて、私も先生方にご指導いただいて外務

して越境協定を結んでいく。これが順番です。 して越境協定を結んでいく。これが順番です。 は基本であり、あらためて税というものの 国と国との関係を考えましても税というもの の専門家としての先生方のご活躍をこれから も心からご期待申し上げるところであります し、そのためにも我々はしっかりと環境整備 に努力をしていかなければならないとこのように考えます。

誠におめでとうございます。 とって大切な税のあり様についてしっかり思 引き続き先生方にご指導をいただいて国民に にしっかり望んでまいりたいと思いますし、 ご意見を踏まえまして今年の税制改正の議論 し上げてお祝いの言葉といたします。本日は いを巡らし、努力をしてまいりたいと存じま 式等の評価の問題があげられていましたが、 中小法人税制、消費税制、 きました。最重要項目として災害税制基本法、 援会の先生からも直接お話を聞かせていただ わざわざ事務所にお届けいただきました。 先般も平成二十九年度の税制改正要望書を 引き続きましてご指導を心からお願い申 取引相場のない株 後



し上げます。
し上げます。
今日は中国税政連定期大会、でございます。今日は中国税政連定期大会、でございます。
無事、大会が終いでが、ます。
の日は中国税政連定期大会、

は心からお見舞いを申し上げます。
一学という三つの台風が立て続けに訪れ大災害という三つの台風が立て続けに訪れ大災害た東北や北海道では八月に七号、九号、十一になっています。そしてまいう気温が普通になっていました。そしてまい

ただいています。本当にありがとうございまを囲んで税理士の先生方に後援会を作っていさて、税政連に関しましては、私、平口洋

す。

す。
に大事なことをおやりになっていると思いま容を点検するなど、企業経営にとっても非常とともに、税制を通じて中小企業者の財務内と系は適正な納税秩序の維持に努められる

認めて相続によって生ずる空き家取得が円滑 ていきたいと思います。 います。いろいろありますが一生懸命頑張っ 配偶者控除というものも議論するようでござ のことでございますが、三千万円まで別枠で いうことになりました。 るときに贈与税が三千万円まで免除されると ばあちゃんが何かしら子供のためにしてあげ 上げが延期されましたし、さらには贈与税に いうことでございました。また、 たのですがこれを限りなく二〇%台にすると に有効利用できるという制度にいたしました。 ついても子や孫のために親やおじいちゃんお 今年はまだ始まっていませんが、 去年の税制改正では法人税が三五%近かっ あるいは空き家税制 消費税の引 所得税の

がとうございました。
おと、前回の改正ではないかと思いますが、まだまだ足らないところがあると思いますが、まだまだ足らないところがあると思いますが、まだまだ足らないところがあると思いますが、まだまだ足らないところがあると思いますが、まだまだ足らないがとうございました。



皆様こんにちは。ご紹介賜りました広島四と厚く御礼申し上げます。第四十八回の定期大会ということで以ます。第四十八回の定期大会ということで区の自由民主党衆議院議員で、現在、経済産区の自由民主党衆議院議員で

ていかなければならない、本当に大事な臨時 会談ではございますが今年は広島カープが 一十五年ぶりの優勝でございますし、岸田外 高衆国のオバマ大統領が今年五月二十七日に この広島に来られたという大きな出来事がご この広島に来られたという大きな出来事がご さて、いよいよ九月二十六日から臨時国会 が召集されます。補正予算は二十八兆円規模、 が召集されます。補正予算は二十八兆円規模、 が召集されます。補正予算は二十八兆円規模、 でいかなければならない、本当に大事な臨時 にしっかりと順応していって経済圏を増やし にしっかりと順応していって経済圏を増やし

> 謝しております。 大変なご尽力とご指導をいただいていると感ていただかなければならないという観点から、幹である税を一人でも多くの国民の方に納め国会です。日頃税理士の先生方が、国家の根

今、第四次産業革命という方向に世界は向今、第四次産業革命という方向に世界は向かっており、日本が減速状況にある中でもっかっており、日本が減速状況にある中でもっかっており、日本が減速状況にある中でもっかっており、日本が減速状況にある中でもっかっており、日本が減速状況にある中でもっかっており、日本が減速状況にある中でもっかっており、日本が減速状況にある中でもっかっており、日本が減速状況にある中でもっかっており、日本が減速状況にある中でもっかっており、日本が減速状況にある中でもっかっており、日本が減速状況にある中でものとまるよう。

私も確定申告会場の会場視察にお邪魔したことがありますが、今や業務に欠かせない電子化、IOTへの対応をしていただいている・学供たちに引き継いでいけるよう、ご指導や子供たちに引き継いでいけるよう、ご指導で鞭撻をいただけるよう心よりお願い申し上げるとともに、中国税理士政治連盟の皆様の一層のご発展とご健勝を記念申し上げ、ご挨拶と代えさせていただきます。本日は誠におめでとうございます。



る後援会を開設していただき、様々な場と機社会の先生方のご指導も賜りながら、いわゆる三税協力そしてまた適正執行の一環としてる三税協力そしてまた適正執行の一環としてるこんを大変懐かしく思っております。いれば、とれて、とを大変をかしく思っております。

すことに感謝を申し上げます。会を設けて大変盛り上げていただいておりま

うした中で国の機関の移転、そして東京に ことで、 極集中しているいろんな会社の本部機能ある 付金の制度設計もでき、まち・ひと・しごと ところでございます。 いは工場の現場を地方に移していこうという 色を生かした取組みをいたしております。 は竹原では観光振興などそれぞれの地域の特 ましてはオリーブの栽培であるとか、 ところでございます。例えば地元呉市におき 創生本部において様々な取組みを行っている おり今年は地方創生も三年目に入り、新型交 のお話をさせていただきました。ご承知のと 役員の方に、そして政策委員の方に地方創生 昨年は東京の日本税理士会館において本部 企業移転税制もより一層拡充された あるい そ

燃料であります軽油の取引における課税の取の話をしてほしいとの要望があり、防衛の話をせていただきました。大変先見の明があるというか先般の北朝鮮のミサイル発射、核寒験の問題あるいは中国の接続水域における実験の問題あるいは中国の接続水域におけるであります。時あたかも先日の党役員人事におきまして、国防副会長を仰せつかったわけでありますが、国防部会といたしましても税の要望を出させていただいておりまして、自衛隊の様々な国際支援活動におきまして船のの要望を出させていただいておりまして、自衛隊の様々な国際支援活動におきまして船のでありますが、国防部会といたしまして船のでありますが、国防部会といたしまして船のでありますが、国防部会といたといる課税の取りにおける課税の取りにおける課税の取りにおける課税の取りにおける場合により、

います。うど要望を出させていただいたところでござ扱い、そしてその他移転税制についてもちょ

ざいました。 とさせていただきます。本日はおめでとうご だき、これからの秋のシーズンをともに元気 参ります。 場株の取扱いのあり方、留保金課税あるいは だいておりますが、とりわけ来年度の税制改 なるご多幸とご健勝をお祈りしお慶びの言葉 ましてご盛会を心からお慶び申し上げますと がどうか十二分に体調管理にお気を付けいた もお役に立てるような環境整備にまい進して 先生方の日々の活動領域が広がるよう少しで おります。様々な場でこの実現に向けて先生 らについての貴重なご意見・ご提言を賜って 申告納税制度における税務環境の整備、 正に向けた取組み、所得税制のあり方、未上 の党税調の役員の方と意見交換をさせていた と思います。宮沢税制調査会長をはじめ多く おり、その実現に向けてまい進して参りたい に乗り切って参りたいと思います。 方と取り組んでまいりたいと考えております。 また税理士法の改正も施行され、 税理士会からも大変貴重なご要望を承って 中国税理士政治連盟の皆様方のさら まだまだ暑い日が続いております 税理士の あらため それ

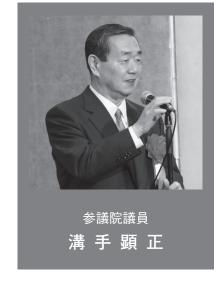
衆議院議員 小 林 史 明

私の年齢にあわせて本当に幅広い世代の先生 先生方からご支援をいただき、 連の大会にお招きをいただき大変ありがとう 院議員の小林史明でございます。 方の気になる税調の審議が間もなく始まりま からもいろいろなお話がありましたが、 方にご加入をいただいています。 ございます。 いつも大変お世話になっております。 地元では定金会長はじめ多くの また後援会も 先の先生方 今日は税政

らにご活躍をされると思います。もうひとつ 様の多大なるご支援をいただき、大変すばら 直幹さんに地元に帰っていただき、 して、中国財務局長を務めていただいた枝庸 先月地元福山市において市長選挙がございま れから税調会長として皆様の思いも込めてさ しい成績で当選をさせていただきました。こ 税調会長の宮沢先生が参議院選挙において皆 まず二つご報告を申し上げます。 ひとつは

> 展にご協力いただけたら幸いです。 る方ですので、ぜひこれからも様々なご意見 をお寄せいただいて福山・備後・広島県の発 義の首長が誕生しました。人の気持ちもわか をされました。お金の使い方がわかる現場主

感ではないかと思います。その思いをしっか 場して、全世界と取引きができるようになっ 質問をぶつけたところ「いやいや、 だ」というお話をいただきました。税という らしい格言をいただきました。「税は後追い 期的にご指導をいただくのですが、先般素晴 ばならないということで、 す。今後ともご指導をよろしくお願いいたし ただきながら取り組んでまいりたいと思いま り反映した国づくりに皆さまからご支援をい いままである。この点が皆が抱えている危機 た。それなのにこの国の骨格は全く変わらな きく変わってきているというふうに思います。 をいただきまして、今まさに人の生き方が大 税制が変わるようではいかん。」こういうお話 いなんだ。人の生き方を税制が決めてはいか 将来像を見据えて税を決めているのですかと のは国の形を決めるものですから、どういう 人生百年時代になった、 ん。一方で人の生き方が変わっているときに さて、我々若手も将来の日本を考えなけれ インターネットが登 宮沢税調会長に定 税は後追



げたいと思います。老齢化、 対応をどうするかということでございます。 れまで多くの先生からお話がございましたの 選出の参議院議員溝手顕正でございます。 でございます。 するかという事項と密接に関係しているわけ 先程小林先生がおっしゃった税の対応をどう で、今一番感じていることを一点だけ申し上 皆様こんにちは。ご紹介賜りました広島県 老齢者に対する

動きに対してもっとアグレッシブに対応する るのではないかと。これも何十年も続くの がある面後追いだとは言いますが十分ではな ような産業・工業を含めてのいわゆる衰退と のに対して積極的に、高齢化という世の中の といいますとそうではなく縮小経済というも いと、この点が国民を不幸にしている面があ いいますか、 我々が今まで何十年間経験をしたことがない 人口が減って生産力が落ちていく、 縮小化を図ることに対して税制 そして

います。 税制でなくてはいけないのだろうと痛感して

関する会社経理に関する税制であるとか、も であります。皆さんとのこれからの連携も密 ます。それに一番頼りになる仲間が皆さん方 う一度心機一転取り組んでまいりたいと思い 地方の税制、 野を新たに攻めてみたいと思います。 うになりました。これからは自分の得意な分 やってまいりましたが、少し時間が取れるよ やって、足して二で割るという仕事を長年 ていただきます。 大会のご盛会を心よりお祈り申し上げますと たいと思います。中国税政連第四十八回定期 にして力が発揮できるように頑張ってまいり 方行政出身ですので所得税もさることながら 参議院におきまして幹事長、 私の決意を申し上げてご挨拶とさせ 行政に関する税制、 ありがとうございました。 会長と五年間 償却資産に 私は地



本日、中国税理士政治連盟の第四十八回定期大会が盛大に開催され、審議が滞りなく終了されましたことをお慶び申し上げます。そして中国地方各地からお越しいただきましたして中国地方各地からお越しいただきましたりでは、中国税理士政治連盟の第四十八回定

中国税理士政治連盟の皆様におかれまして中国税理士政治連盟の皆様におかれました。

は岸田外務大臣をはじめ主要国の外相等が来四月に開催されたG7広島外相会合において年は、広島にとって歴史的な年となりました。がございましたが、被爆七十一年目となる今がございましたが、被爆七十一年目となる今

られました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。また五月には、現職のアメリカられました。

ます。 援を賜りたいと思っています。 御支援をいただくことがなければ、 も叶うことができませんのでこれからも御支 しっかり支えていただいて市長職を果たして になってしまいます。後援会におきましては 市長職を失ってしまうとこれも絵に描いた餅 世界に誇れる街にしたいと申し上げましたが、 願いしたいと思います。もうひとつは広島を 進める上で、様々な点で御理解と御協力をお 餅になってしまいます。そういった中で皆様 います。市長職を問う局面においては皆様の には我々が地方公共団体の立場として施策を ン、自主財源が確保できなければ絵に描いた その推進に当たりまして二つ課題がござい ひとつは行政を推進するためのエンジ 大場幹事長をはじめとする皆様に

いただきます。本日はおめでとうございます。をお祈りいたしまして、私の御挨拶とさせての御発展と皆様のより一層の御活躍と御健勝終わりに、中国税理士政治連盟のますます



高配を賜り深謝申し上げます。税理士政治連盟の会務運営に対し、格別のごらお慶び申し上げます。また、日頃から日本定期大会が、盛大に開催されますことを心か定期大会が、盛大に開催されますことを心か

事長が先頭に立ち大きな成果を上げていただ中国税政連におかれては、杉山会長、川本幹員通常選挙が行われ、日税政においては員通常選挙が行われ、日税政においては

謝を申し上げます。の活動に支えられております。あらためて感地域に密着した税政連と税理士による後援会きました。税政連の国会における高い評価は、

導入される適格請求書等保存方式、 します。 政は、軽減税率とあわせて平成三十三年から 正に迅速的確に対応いたします。 税連とともに、 て単一税率の維持を主張しており、 いよう、 れ納税者に過重な負担となるようなことがな インボイス制度について、 ます。秋の臨時国会において、消費税率引き 上げを再延期する法案が審議されます。日税 次に、税制改正への対応について申し上げ また、日税政は、 日税連と連携して積極的に対応いた 情報収集を強化して、 かねてから一貫し 経過措置が短縮さ 今後も日 いわゆる 税制改

次に、税理士法改正について申し上げます。 次に、税理士法改正について申し上げます。 税理士分科会は、これまで四割以上であった 税法に係る考査の合格基準を六割以上であった 税連とともに、税理士法改正に取り組んでお り、今回の法改正を未来に向けた確かな一歩 り、今回の法改正を未来に向けた確かな一歩

おります。本連盟は、日税連と連携して、次て、すでに日税連における検討が開始されてではありません。次なる税理士法改正に対ししかし、税理士制度の改革はこれで終わり

ため、積極的に対応いたします。税者により一層信頼される税理士制度とする世代にとって魅力のある、そして、国民・納

けるよう、 理士会会員が等しく享受いたします。 たしまして、 健勝と貴連盟の益々のご発展を切にお祈りい を結集して取り組んでまいります。 誇りと使命感を持って活動に参加していただ の税理士が税政連の活動にご理解いただき、 連の要望を実現するための政治団体であり、 す。日税政は、 の活性化の推進が喫緊の課題となっておりま し上げますとともに、本日ご参会の皆様のご して、より一層のご理解とご協力をお願い申 会員の皆様には、 したがって、 響等を受け、税政連組織の強化や後援会活動 になる中、都市部を中心とする政治離れの影 ところで、税政連の意義と役割がより重要 本連盟は単位税政連の皆様と英知 祝辞といたします。 税政連活動の成果はすべての税 全ての税理士が加入する日税 税理士政治連盟の活動に対 今後も、 。すべて

#### 平成28年度運動方針

自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日

#### 一 運動方針

今年度は、国政において平成28年7月10日施行の第24回参議院議員通常選挙のほか、衆議院においても解散総選挙の可能性が高まりを見せている。また、税制面では、消費税率10%を2年半延期するための税制改正法案が臨時国会に提出され、さらに平成29年度の税制改正法案に向けて、中小法人税制の見直し、所得控除の見直し等が議論されるなど、税制は国政の最重要事案の一つとして位置付けられている。それゆえに、税務の専門家としての税理士の提言・要望はますます重要なものとなり、税政連においてはその真価が問われる年となる。

本連盟は、中国会の基本方針に則り、会員だけでなく国民からも理解され得る、より一層透明・公正な組織を構築し、後援会活動を支援し、地域に密着した政治活動を推進すべく、次の具体的課題に積極的に対応する。

今年度に施行される各選挙への対策については、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を行う。

税制改正への対応については、納税者の立場からの幅広い議論がより一層推進されるよう情報収集のさらなる強化に努め、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、日税政、中国会、地区税政連及び後援会と連携して各党の関係議員にはたらきかけるなど、検討と対策を積極的に推進する。

改正税理士法については、日税政と連携し、平成29年施行とされる公認会計士に係る資格付 与の見直しについて新しい指定研修の運用状況を注視するとともに、更なる税理士制度の発展 に向けて強力な運動を行う。

租税教育、地方公共団体における外部監査人・監査委員への税理士の選任、登録政治資金監査人制度等の公益活動の推進、不服申立機関(第三者機関)への税理士の活用推進等については、中国会及び地区税政連と連携のうえ、あらゆる機会を捉え迅速かつ積極的に対応する。

税務行政改善への対応については、納税環境整備に係る議論に対応し、国民の権利利益の救済ないし保護に資するよう検討と対策を積極的に推進する。

中小企業対策については、日本経済を支える中小企業の活性化に資する政策が実現するよう中国会と連携し、その基本方針に沿い各党の関係議員、関係機関にはたらきかけるなど、本連盟は、情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。

税理士制度に大きな影響を与える規制改革や資格制度の見直し、TPP等の資格制度に係る外交政策をめぐる動向について、本連盟は情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。

マイナンバー制度、電子申告については、公共的使命を持つ税務の専門家として、納税者にとって事務負担が必要最小限となるよう、関係議員に対し理解を求める。

平成28年熊本地震、東日本大震災への対応については、災害税制に関する基本法の立法化など、政府の震災関連特例法案等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行い、速やかな震災からの復旧・復興に貢献するため中国会と連携して積極的に対応する。

このほか、税理士の社会的地位の向上を目指し、日税政、中国会及び地区税政連と連携、団結して、国会議員等の後援活動を推進するとともに、政治力と挙会体制を一層強化し、国民の理解を得ながら、次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- 1 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- 2 公正で合理的な租税制度の確立
- B 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充

#### 二 重点運動

- 1 平成29年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 2 更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。
- 3 租税教育、地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度、登録政治資金監査人制度、地方 公共団体に対する不服申立機関(第三者機関)及び審理員への税理士の登用等の公益活動の 推進にかかる強力な運動を行う。
- 4 納税環境整備に係る議論に対応し、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 5 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 6 規制改革、TPP等の外交政策の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のため強力な運動を行う。
- 7 マイナンバー制度、電子申告については、納税者にとって事務負担が必要最小限となるよ う、強力な運動を行う。
- 8 平成28年熊本地震、東日本大震災からの1日も早い復旧・復興に貢献するため、政府の震災関連特例法案等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。

#### 平成28年度組織活動方針

平成28年7月1日 自 至 平成29年6月30日

平成28年度運動方針に基づき、目標達成のための次の活動を強力に展開する。

#### - 政策委員会

- 1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 中国会との連絡調整を図る。
- 4 地元選出国会議員等及び各党県連との懇談を通じて、税理士制度への理解を深め、 社会の要請に応じ得る税理士制度の確立を目指す。
- 5 日税政及び地区税政連と連携し、陳情等の具体的な運動を実施する。
- 6 税理士の業務及び職域に係る情報の収集に努め、各種の業務侵害行為を防止する ための諸施策を進める。
- 7 税理士の社会的活用策、税理士の業務を確保・拡充するための諸施策を進める。
- 8 税理士が、地方公共団体の外部監査人・監査委員及び不服申立機関(第三者機関) の委員・審理員並びに登録政治資金監査人等の公益的業務に選任されるよう諸施策 を進める。

#### 二 財務委員会

本連盟財政の充実強化を図る。

#### 三 組織委員会

- 1 本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- 2 本連盟組織の改革に向けての諸施策を検討する。

#### 四 広報委員会

- 1 税政連活動を広く内外へ周知するため、機関誌「中国税政連」を発行し、情報の 提供を行う。
- 2 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。
- 3 広報活動の充実を図るため、地域報道機関との連携を深める。

#### 五 後援会対策委員会

- 1 後援会活動の活性化を図るための諸施策を進め、後援会連絡会議を開催する。
- 2 国会議員等の後援会づくりを促進するとともに、後援会の育成を行い、その拡充 強化を図る。
- 3 税理士の公益的業務参入のため、地区税政連と連携して、県知事、政令指定都市 及び中核市の市長の後援会設立を積極的に推進する。
- 4 後援会活動を通じて、公職選挙法及び政治資金規正法の理解と、選挙に対する正 しい認識の研修と普及に努める。

# 後援会は税政連活動の基盤的組織体



中税政第四十八回定期大会に先中税政第四十八回定期大会に先協会議を開催しました。この会議は中税政の三十三後援会の後援会は中税政の三十三後援会の後援会は中税政の三十三後援会の後援会は中税政の三十三後援会の後援会は中税政の三十三後援会の後援会は中税政第四十八回定期大会に先ものいて確認する場として毎年開について確認する場として毎年開

南条委員長は、冒頭に税理士会と税理士政治連盟の関係という根幹部分をわかりやすく説明し、続幹部分をわかりやすく説明し、続いて日税連後援会対策委員会の運動方針と具体的な施策、そして最態に平成二十七年に日税政が全国三百三十三後援会に対して実施したアンケートの結果から垣間見えたアンケートの結果から垣間見えたアンケートの結果から垣間見えたアンケートの結果から垣間見えたの後援会が抱える課題の解説をされました。

税政連の目的は税理士会の要望を政治活動により国政の場で実現することであり、その目的を実現するためには国会議員等と日頃から友好な関係を築き、税制への理ら友好な関係を築き、税制への理ら友好な関係を築き、税制への理は税政連活動の基礎たる組織として、重要な位置付けと大きな役割で、重要な位置付けと大きな役割を担っているとあらためて痛感いたしました。

歌 現 会 スナップ

□空間大会・思則会

## 本税理士政治連盟

#### 木 平 成二十八年九月二十 日本税理士政 治 連 盟 0) 九 第 日 して、 当日は、第五十回の記念行事と

どおり承認された。 平成二十八年度事業計画・予算案 等の六議案が審議され、 運動経過・組織活動報告をはじめ された。 定期大会では、平成二十七年度 全て原案

区・品川プリンスホテルにて開催

五十回定期大会が、

東京都品

||

び秘書が出席し、 改正についての講演会が催され 沢洋 る九名の議員が関係役員と懇談し 会では、三百三十人の国会議員及 議院・広島県選挙区)による税制 大会終了後に開催された懇親 一自民党税制調査会会長 当連盟の後援議員である宮 本連盟が後援す



日本税理士政治連盟 第50回定期大会

#### 員 0) 樣

平素から中税政の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、税理士政治連盟は税理士の社会的、経済的地位の向上を図るために必 要な政治活動を行っています。数多くの有力議員の選挙区を有している本連盟は、税理士 法改正に向けての運動や国政選挙への対応など、積極的に施策を進めてきました。

税政連活動の重要性が年々高まるなか、今後の活動を一層充実していくためには財政基 盤の安定が不可欠ですが、現在、本連盟の財政状況は極めて厳しい状況にあります。その ため、今回の定期大会において、平成29年7月1日から本連盟会費を9,000円に改正する 規約改正案を提案し、ご承認をいただきました。

会費の値上げは実に18年ぶりの実施となり、会員の皆様にはご負担をおかけすることと なりますが、執行部一同、これまで以上の活動に努めてまいりますので、引き続き本連盟 の活動へのご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 中国税理士政治連盟役員

平成28年9月

	役 職 名	 K	名
			10
<u> </u>	会 <u>長</u> 副 会 長	杉     山     文     成       伊藤博文     東原     一       尾添憲男	藤中秀幸松本正福
	総務会長	藤中秀幸	
	総務副会長	海老澤孝公	
	総 務	伊松重葉森田灘田雄宏明	定 桑 幸一福 男清 成 東 東 大
	事 長	川本泰清	
8	副幹事長	上 原 博 行 関 場 政 則 細 木 貞 彦	柳井卓正中村剛士
<u> </u>	幹 事	唯 山 重 夫 野 口 厚 荒 神 五 師	姫 井 繁 彦 岡 本 倫 明
委	政策委員会	委員長 唯 山 重 夫	幸伯夫徳 生子 夫臣 ・ 本 伯夫徳 生子 夫臣 ・ 本 の 要 の 要 の 要 の 要 の 要 の 要 の 要 の 要 の 要 の
	財務委員会	委員長 姫 井 繁 彦	副委員長 山 本 忠 生 委 員 藤 野 照 子
	組織委員会	委員長 野 🗆 厚	副委員長 若 松 繁 夫 委 員 影 山 秀 臣
	広報委員会	委員長 岡 本 倫 明	副委員長 宮 本 利 光 委 員 新 井 要 委 員 長 﨑 恵 美
会	後援会対策委員会   	委員長 荒 神 五 師	副委員長     矢尾井     敏     廣       委     員     小     泉     尚     志       委     員     小     谷     昇
	会計 監事	由 田 巠 允妹 尾 盛 司 岸	毛利山 正 行鶴 田 和 彦
	会計責任者	姫 井 繁 彦	
} 	推薦審査会	委員長     藤     中     秀     幸       委員     伊藤     博文       尾添憲     男       杉山     文成	副委員長     桑     原     一       松     本     正     福       川     本     泰     清
—————————————————————————————————————	顧問	小早川 隆 幸 島 原 順 良 久 保 雅 典	国 富 橿 雄 原 田 啓 吾 灘 博 明
*	相 談 役	齋 藤 愼 悟 榎 原 清 海 黒 田 昌 弘	石高雅美牧田泰博

#### 税理士による国会議員等後援会一覧表

平成28年10月3日現在 (順不同・敬称略)

■ 国会議員(※)	選挙区(	は前回選挙に	こおける当	選選挙区を示す。)		()	順不同	り・敬和	你略)
後援会名	所属政党	選挙区等	事 務 所 TEL		後援:	会長	幹	事 長	
税理士による 岸田文雄後援会	自民	広島1区		広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中	正敏	神田	敏治
税理士による 平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田	啓吾	加賀日	日佳男
税理士による中川俊直後援会	自民	広島4区	739-0007	東広島市西条土与丸五丁目1-3	082-430-8174	菅川	光彦	高盛富	富美男
税理士による 寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	Ш⊞	毅美	福島似	真太郎
税理士による カメイ静香後援会	無所属	広島6区	727-0013	庄原市西本町2丁目11-13	0824-72-4687	古永雅貝	」(代)	青木	照和
税理士による 小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449- 4	0847-45-5702	定金	孝幸	占部	圭祐
税理士による 高村正彦後援会	自民	山口1区	745-0056	周南市新宿通 1 丁目17 ジオフビル	0834-21-0425	松永	浩之	松田	明
税理士による 岸 信夫後援会	自民	山□2区	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	北村	和幸	柳井	卓正
税理士による 河村建夫後援会	自民	Ш□3区	755-0077	宇部市山門三丁目 4 -23	0836-35-3272	権藤	和幸	原田	鉄也
税理士による 安倍晋三後援会	自民	山□4区	751-0855	下関市稗田西町16-1	083-252-1960	藤井	幸郎	石光	孝英
税理士による あいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0028	岡山市北区絵図町 3 -15	086-252-3961	重近	通	田中	一宏
税理士による 平沼赳夫後援会	自民	岡山3区	708-0023	津山市大手町8-11 大手町ビル3F	0868-22-4019	浅野	幹夫	日笠	肇
税理士による 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾	盛司	大内	和明
税理士による 加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原	和之	岡本	章
税理士による 石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0846	鳥取市扇町54	0857-22-0525	葉狩	37—	録澤	哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町 4 丁目356 山本会計ビル 3 F	0859-32-4795	松本	正福	中村	剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0825	松江市学園 2 丁目18-27	0852-26-1360	矢尾井	敏廣	田中	真
税理士による 竹下 亘後援会	自民	島根2区	693-0002	出雲市今市町北本町5丁目4-28	0853-21-4030	重本	泰徳	糸賀	巧
税理士による 斉藤鉄夫後援会	公明	比例区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西	龍夫	西山	健三
税理士による 清手顕正後援会	自民	参議院・広島	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-11	082-242-0090	中川	郁夫	岡田	英明
税理士による 宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤	愼悟	若松	繁夫
税理士による 林 芳正後援会	自民	参議院・山□	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中	秀幸		
税理士による 江島 潔後援会	自民	参議院・山□	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中	秀幸	坂井	孝義
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取	683-0052	米子市博労町 4 丁目356 山本会計ビル 3 F	0859-32-4795	鶴田	和彦	山本	博敏
税理士による 青木一彦後援会	自民	参議院·島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木	貞彦	安原	満
税理士による 片山さつき後援会	自民	参議院比例	735-0012	安芸郡府中町八幡一丁目 4 -28	082-284-5714	田村	好孝	椎野	年雅
税理士による 片山虎之助後援会	維新	参議院比例	700-0816	岡山市北区富田町1丁目9-19	086-222-5913	国富	橿雄	姫井	繁彦
■ 非現職(※選挙	学区は育	前回選挙にお	おける出馬達	選挙区を示す。)					
税理士による 佐藤公治後援会	生活	参議院·広島	722-0014	尾道市新浜2丁目2-21	0848-23-3466	岡村三	千男	瀬尾	暁史
税理士による 松本大輔後援会	民進	広島2区	730-0801	広島市中区寺町 5 -20-403	082-296-1123	井上博夫	(代)	井上	博夫
■ 地方公共団体									
税理士による ゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-1 平岡ビル2F	082-249-2567	原田	啓吾	海老潭	睪孝公
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	藤中	秀幸	柳井	卓正
税理士による松井一貫後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町 9 -13	082-227-8882	杉山	文成	大場	史郎
税理士による中尾友昭後援会	無所属	下関市長	750-0093	下関市彦島西山町四丁目11-4 南風泊活魚センター2F	083-261-5005	藤上	博之	松井	重人
				13,50,0,0,10,10,0,0	<u> </u>				

#### 国会議員への税制改正陳情

平成28年10月20日(木)、日税政は政策委員会及び国対委員会合同により、税制関係国会議員への平成29年度税制改正に関する一斉陳情を行った。

本連盟からは唯山政策委員長が上京して中国五県選出の国会議員26名の議員会館事務所等に赴き、今回税理士会が最重要建議・要望項目とする「災害税制に関する基本法の立法化」「中小法人に対する税制上の配慮」「消費税の軽減税率制度」「取引相場のない株式等の評価の適正化」について説明、理解を求め要望した。

なお当日は、後援会長のご協力により、公務多忙の中、岸田文雄外務大臣をはじめ広島県選出の寺田 稔議員、森本真治議員、比例区の片山虎之助議員、片山さつき議員への面会が叶った。



(岸田文雄外務大臣/外務省応接室)



(寺田 稔議員/衆議院議員会館)



(森本真治議員/参議院議員会館)



(片山虎之助議員/参議院議員会館)



(片山さつき議員/参議院議員会館)

#### 日本税理士会連合会

#### 平成29年度

## 改正に関する

#### 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公 正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納 税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定さ れた納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

#### 税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に 関する制度について、権限のある官公署に建議し、又 はその諮問に答申することができる。(※第49条の15 により、日本税理士会連合会に準用されている。)

#### 税制に対する基本的な視点

- ●公平な税負担
- 2理解と納得のできる税制
- 砂要最小限の事務負担
- 4時代に適合する税制
- ₲透明な税務行政

#### 建議書の構成

- ■中長期的な視点から検討した税目ごとの「I 今後の 税制改正についての基本的な考え方
- ■全国15の税理士会及び当連合会の516項目の税制改 正意見から27項目に集約した「II 税制改正建議項目」
- ※本紙では、特に重要かつ早期実現が必要と考える13の「重 要建議・要望項目」を掲載(裏面)

#### 今後の税制改正についての 基本的な考え方(抜粋)

#### 中小法人税制

- ●中小法人の実態に十分配慮した各種規定の見直し
- ●資本金基準と他の指標(従業員数など)の組合せによる中小 法人の範囲の見直し

●就労促進と所得再分配機能の回復に向けた所得税制の 構築と既存の各種措置の見直し

#### 法人税

- ●税率引下げによる税収減の補填のみならず、税負担の公平 を図るための課税ベース構築を検討
- ●確定決算主義の維持、役員給与・各種引当金に関する規定 の見直し

#### 消費税

- ●単一税率制度の維持
- 請求書等保存方式の維持
- ●すべての事業者を課税事業者とし、課税売上高が僅少であ る事業者について申告不要制度を創設

#### 相続税·贈与税

- ●延納・物納手続き等の見直し及び周知拡大
- ●世代間の資産移転を促進するため、贈与税の負担軽減を検討
- ●事業承継税制の適用要件のより一層の緩和

#### 地方税

- ●中小法人への外形標準課税の不適用
- ●土地の固定資産税課税標準額に係る負担調整措置等の廃
- ●個人事業税の対象事業及び税率の見直し

#### 納税環境整備・その他

- ●納税者憲章の制定、税務調査の事前通知の弾力的な運用、 加算税制度の見直し
- ●社会保険料の事業主負担割合の見直し
- ●固定資産課税台帳における法人番号・個人番号の付番促進

#### 国際税制

●租税条約の拡充による二重課税の排除、不正な租税回避の防止

#### 災害対応税制

●災害税制に関する基本法の制定

#### 平成29年度

#### 税制改正に関する重要建議・要望項目



日本税理士会連合会日本税理士政治連盟

#### 最重要建議·要望項目

#### ▶「災害税制に関する基本法」の立法化について

災害により甚大な被害が発生した場合、納税者が税制上の取扱いを判断できるよう、震災等の災害に対応すべく各税目を横断的に統合し、災害発生後は直ちに災害税制として機能する恒久法として、「災害税制に関する基本法」を立法化すべきである。その際には、制定の趣旨及び対象となる「災害」の定義を明確にした上で、納税義務及び手続等に係る基本的な取扱いを規定する。

#### ▶ 中小法人税制について

①事業税の外形標準課税は中小法人に適用すべきではない

中小法人は、大法人と比較すると財務基盤が弱く欠損法人割合も高い。外形標準課税は、担税力のない中小法人の経営を圧迫し、さらには中小法人の雇用の維持・創出にも影響を及ぼすことになるため、中小法人に適用すべきではない。

②欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用すべきではない

中小法人以外の法人について、青色欠損金の控除限度額を所得金額の100分の50相当額まで段階的に引き下げることになった。しかし、事業基盤の弱い中小法人については、業績回復の阻害要因とならないよう、欠損金の控除限度額に制限を設けるべきではない。

#### ▶ 消費税制について

軽減税率(複数税率)制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、低所得者対策として非効率であること、財政が毀損し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由から、単一税率制度の維持を主張してきている。

平成35年10月に予定されている適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)への移行は、すべての事業者の事務に多大な影響を与えることになり、新たな負担により事業者の活力が失われないようにする必要がある。この点については、例えば、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等は十分可能であるとも考えられる。

事業者の事務負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む)、免税点制度等の見直しを含めた消費税制のあり方について検討すべきである。特に免税事業者が取引から排除されることのないよう対策を講じなければならない。

#### ▶ 取引相場のない株式等の評価の適正化について

取引相場のない株式等の評価は、原則として純資産価額方式と類似業種比準方式に基づいて行われるが、適性化を図る観点から早急に見直すべきである。

すなわち、純資産価額方式においては、相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等についても通常の評価方法とし、評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすべきである。

また、類似業種比準方式は、評価会社の業績に変動がない場合においても、上場会社(類似業種)の株価等の変動が評価額に影響を及ぼすが、大幅な変動を平準化する措置を検討すべきである。

#### 中小法人税制

#### 1.中小法人の減価償却方法は定率法と定額法の選択適用を維持すること。(建議・要望項目1)

法人が事業の用に供する車両や機械装置などの固定資産は、通常、早期の経済的価値の減少が大きいものと認められる。また、金融機関の融資期間は法定耐用年数より短い事例が多い。

減価償却方法の定額法への一本化は、設備投資額の早期費用化が抑制されることになるため、設備投資意欲の減退を引き起こす懸念がある。

したがって、中小法人には定率法と定額法との選択適用を認めるべきである。

#### 所得税

#### 2. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けないこと。(建議・要望項目4(3))

役員給与に係る給与所得控除について、一般従業員とは別の基準を設けるべきとの意見があるが、課税の公平の観点から適切でない。むしろ、一般従業員も含め給与所得控除における概算経費部分の水準について見直すべきであり、あえて役員給与に対する課税のあり方を区別する必要はない。

#### 3. 所得控除を整理・簡素化すること。(建議・要望項目6)

所得控除が累次に拡充されてきた結果、所得税の所得再分配機能が低下している。また、働く意欲のある女性や高齢者が活 躍できる社会環境の整備と働き方の選択に対して中立的な税制を構築することは、わが国の緊急の課題である。よって、所得再分 配機能の回復と就労促進の観点から、税収中立を原則としつつも、所得税制を抜本的に改正すべきである。

#### (1) 基礎控除・配偶者控除等

所得控除制度全体の見直しの中で基礎控除額の増額を行い、配偶者控除については、働き方の選択に対して中立的で 就労に及ぼす影響が少なくなるような制度を検討すべきである。

#### (2) 医療費控除

医療費控除は、医療保険制度の充実により、その必要性は小さくなっており、廃止を含めた見直しが必要である。当面の 見直しとして、担税力の減殺があった場合にのみ適用されるよう、最低限度額を総所得金額の5%とすることが適切である。

#### (3)年少扶養控除

子育て世帯を支援する観点から、児童手当のあり方を総合的に見直し、年少扶養控除の復活を検討すべきである。

#### 4. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。(建議・要望項目7)

平成16年度税制改正により、土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担 税力を失った部分にも課税されることになった。また、これによって遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への 一層の足かせとなっている。

したがって、土地建物等の譲渡損益は、適用税率を検討した上で、他の所得との損益通算を認めるべきである。

#### 法人税

#### 5.確定決算主義を尊重し、損金算入規定等について見直すこと。(建議・要望項目10)

#### (1)役員給与

役員給与は職務執行の対価であり、経営者のモチベーションを高めるためにも、恣意性のあるもの、不相当に高額なもの等 損金不算入とする役員給与を明示したうえで、原則として損金の額に算入すべきである。

#### (2)退職給付引当金·賞与引当金

労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている場合は、将来において支出される蓋然性が 高く、従業員に対する確定債務的な要素を有している。

したがって、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて、損金算入を認めるべきである。

適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であり、会社計算規則や中小法人の会計に 関する諸規定においてもこれらの引当金の計上が求められている。

#### (3)貸倒引当金

破産手続開始の申立て等の一定の事実が生じた個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入率については、実際の配 当率等を参考にして、現行の50%を見直す必要がある。

#### (4) 寄附金

法人の社会貢献を推進するため、特定公益増進法人等や認定NPO法人に対する寄附金の損金算入限度額の拡大を 検討すべきである。特に、中小法人の寄附活動を促進するためには、資本金等基準を引き上げることが適切である。

#### 消費税

6. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設 すること。(建議・要望項目13)

基準期間制度を廃止してすべての事業者を課税事業者とし、その課税期間の課税売上が僅少である一定の事業者には、 届出書の提出を要件として、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

7. 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目14)

簡易課税制度については、みなし仕入率を引き下げた上で設備投資に係る仕入税額控除を認め、一定の要件を付した上で その課税期間に係る諸届けの提出時期を申告期限までとする。

#### 納税環境整備・その他

8. 個人事業者番号を導入すること。(建議・要望項目22)

法人と個人事業者等の競争の中立性を確保し、その管理等に係る社会的コストを低減するために、個人事業者等については、 法人番号と同様に運用上の制限が少ない「個人事業者番号」を導入し、その付番を選択的に受けられるようにする必要がある。

#### 災害対応税制

9. 東日本大震災に係る震災特例法に追加措置を行うこと。(建議・要望項目27)

東日本大震災や今般の平成28年熊本地震のような大規模震災等が今後も発生すると予測されている。現行のように災害が発 生してから災害特例法を立法化し対応するのでは迅速性に欠け、税体系としての整合性に欠ける結果を招きかねないことから、 税制においても恒久法として「災害税制に関する基本法」を立法化すべきである。

また、東日本大震災については、特に以下の項目について、速やかに震災特例法に追加措置を行う必要がある。

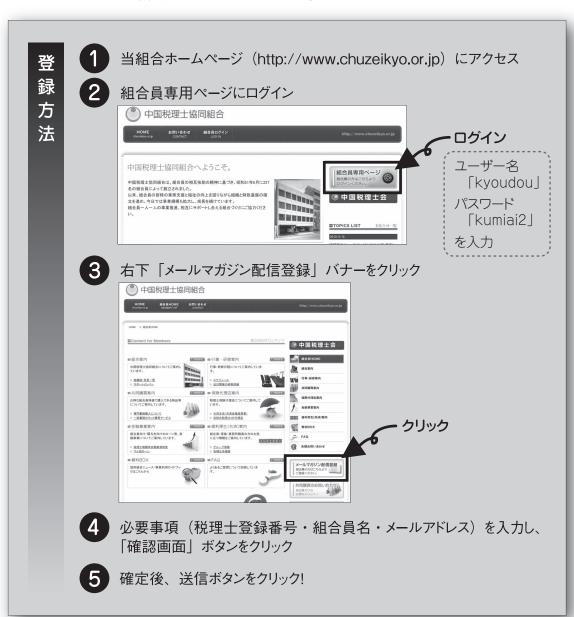
- (1) 災害損失控除の創設
- (2) 原子力損害賠償制度による損失と収入の平準化等の措置
- (3) 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和

#### 中国税理士協同組合は、 メールマガジンを配信しています!

当組合は、組合員の皆様にお得な情報をタイムリーにお届けすべく、メールマガジンを配信しております。

新刊書籍・DVD、提携施設のご案内等…業務のお役に立つ情報をご登録メールアドレスにお届けいたします。

ぜひ、この機会にメールアドレスをご登録ください。



── ── 中国税理士協同組合 NEWS



中国税理士協同組合ホームページ http://www.chuzeikyo.or.jp/



■ ◆ 中国税理士協同組合 NEWS





#### サポートメンバー登録申請書

	てください。					
組合加入種別	組合員	助会員(	※所属税理=	と・法人	社員等	)
① 税理士 VIP 代理品	ちに加入している					
(生保名: (登録者名(※賛助 <del>:</del>	会員の場合記入):	登録年:				)
② 大同生命の税理士		ている				,
(登録年: (登録者名(※賛助:	) 会員の場合記入):					)
③ 税理士報酬等自動 (登録者名(※賛助会		登録して	いる			)
④ 税理士 DC カード ※カードをコピーし、1						
⑤ 大同生命グループ 日本税協連福祉会		「優 You	プラン」	に加ス	、してい	ハる
以上、申請並びに当組合から	確認させていただ	くことを承	諾いたしま	す。		
地域(支部)名			平成	年	月	E
	署	名				ED.
登録番号						



#### サポートメンバーの ご登録について

中国税理士協同組合(以下、「当組合」という)では、利益貢献度に応じたサービス還元の一環として、当組合への利益貢献の高いと思われる組合員を対象としたサポートメンバーの登録制度を開始しております。

サポートメンバーの登録をいただいた組合員には、当組合主催の研修 会受講費用の割引などを始め、各種サービスの還元をしております。

サポートメンバーの登録要件としては、①全税共推進事業にかかる税理士VIP代理店の登録者、②共済会推進事業にかかる大同生命の税理士代理店登録者、③金融事業にかかる税理士報酬等自動振替制度利用者、④共同購買事業にかかる税理士DCカード取得者、⑤福利厚生事業にかかる大同生命グループ保険または日本税協連福祉会生命共済制度「優Youプラン」加入者の5項目いずれかに該当されている組合員です。

登録は、各組合員がどの項目に該当するかを自己申告により、申請していただくことにしておりますので、<u>右記</u>の「サポートメンバー登録申請書」にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてご登録をお願い申し上げます。(既にご登録されている方は、再度ご申請いただく必要ございません。)

なお、登録要件の①②③⑤については、当組合で加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。

佐賀は鍋島藩の武士・山本常朝 七年間にわたってまとめたもの (やまもとつねとも) の談話を 江戸時代の一七〇〇年初頭に、 を愛読しております。この本は 佐賀藩の武士道論の集大成 (はがくれ) という書物

名です。 たり…」からはじまる文章は有 に愛されている書物です。冒頭 武士道とは死ぬこととみつけ この中に、現代のクイックレ 現代でも会社経営者や文化人

部手を入れています)。 ています。以下紹介します(一 スポンスにあたるものが書かれ 「鍋島公が常々御意なされ候

だらりだらりなり。 には、奉公人には四通りあるも 急々、だらり急、 急だらり、

門がこれにあたる。 る者なり。たとえば福地吉左エ のに候。これは上々にありかね に対応し、物事も周到に行うも 急々は、 申しつけ候時もすぐ

て引延しするものなり。これは が、事をおこするには手間いり なるほど埒明くように見える 急だらりは、申しつけ候時は

あるべし。

かす者なり。中野数馬がこれに 弁なるが、事は手早くよく埒明

だらり急は申しつけ候時は不

その外は皆だらりだらりな

うに祈っております。 偶者控除の議論ですが、今回は ます。毎年出ては消えていく配 の行動をあらわしたものです。 **゙だらりだらり」にならないよ** この内容は藩主に対する家来 税の世界でも同じように思え と仰せられ候\_

#### 岡本 倫明

に修業した足跡をたどる一、四 の巡礼旅である。 ○○キロメートル、八十八ケ寺 の通り、弘法大師が千二百年前 いている。四国遍路は、ご承知 兀 .国遍路が賑わっていると聞

る。今年は、衛門三郎が弘法大県大窪寺から回る逆打ちがあ として、一番の徳島県霊山寺か ら回る順打ちと八十八番の香川 説が有力である。遍路のやり方 ると言われている。 年にあたり、三倍のご利益があ 師に逢ったといわれる申年の閏 長者、衛門三郎が始めたとする 遍路の始まりは、伊予松山の

ない。 ことを語られた情況が、氏のお る橋本五郎氏の時局講演会が 昨年に引き続き中税協主催によ のは小生だけであったとは思え の高さに加えて、氏のご母堂の あった。氏の時局に対する見識 第四十八回の定期大会を迎え、 人柄を十二分に感じさせられた 中税政では去る九月十七日に

のである。会員諸兄のご協力を 考える。参加してこそ、その有 難みが判るものだと信じたいも 中税政も遍路も行って幾らと

切望したい。

## 宮本

変えないことにはどうにもなら 改革実現推進室」を設置した。 家的危機意識の現れだろうか。 ないところまで来た、という国 九月二日に内閣官房に「働き方 革」に向けて本格的に動き始め、 いよいよ国民の働き方を本気で 安倍晋三政

時間労働の是正が柱となる見通 待遇改善や、残業などによる長 金の実現を含む非正規雇用者の をとりまとめ、必要な法案をス しのようだ。 る」と述べた。同一労働同一賃 ピード感を持って国会に提出す 十月十三日、東京都内の講演で 「今年度内に具体的な実行計画

ろうか。 で議論されるべきものではなかるために、社会保障などと一体 強調した。しかし、「働き方改 働生産性を高める改革になると 論を進めたい」と語り、女性や や失業といったゆがみを是正す 革」とは本来ならば社会政策の 高齢者らの社会進出を促し、 力を高める成長戦略としても議 福祉政策でもあるが、社会の活 一環で、働く人の過労死や貧困 加藤担当相は「働き方改革は 労

とのない、労働環境の改善につ ながる「働き方改革」に期待し 私たちが犠牲を強いられるこ

新井 要

利光 こんな声が聞こえてきそうな

「地方議員なんてもういらな

事態がまた発生した。

富山県で政務活動費の不正受

「働き方改 員が辞職する事態になってい なった。全く異常事態である。 の議員が辞職したので、十一月 る。議会は定数の六分の一以上 給が次々と発覚し、市議で十二

に補欠選挙が行われることと

さらに、一部の市議は詐欺容

加藤勝信働き方改革担当相は

の罪で告発してもらいたいもの わりというのではなく、何らか の議員に対しても辞職すれば終疑で刑事告発されたようだ。他

受給をする議員の公金意識の欠る。領収書の改ざんなどで不正る。領収書の改ざんなどで不正いが引きでもないことだが政務 もらいたいが、地方議員に制度 支払っているものの身になって ではない。地方議員の政活費の 議の不正受給もまだ記憶に新し である。まじめに働いて税金を 如にはほとほとあきれるばかり 次へと報じられている。 不正受給問題は、現在も次から かし、これは富山市だけの問題 いところに今回の件である。し 号泣議員として有名な兵庫県

らにつける薬はないのかもしれ

さすがに富山といえども、

中国税政連 No.49

改革の実現などの自浄能力を求

めても無理なのだろう。

発行責任者 編集責任者

杉山 文成 岡本 倫明 発行日 平成28年11月10日

人、県議で三人計十五人もの議

印刷所 レタープレス(株)